要求案 10.7.5.

東京瓦斯電氣工業大森工場.

1. 解雇手当ヲ日給6ヶ月分ニサレタシ.

2. 慰労金ハ勤續1ヶ月毎ニ日給5日分支給サレタシ.

3. 今後事業継続シ技工採用ノ場合ハ今回解雇サレシ者ニ優先権ヲ与フルコト.

4. 今後解雇セラレタル者ニモ右ノ条件履行セラレタシ.

大正10年7月5日 提出.

解決案 10.7.12.

會社側新提案

1. 解雇手当日給20日分乃至40日分ニ対シ更ニ三割ノ増額ヲナシ社長手元金ヨリ6,000円支出スルコト.

2. 五、六両日ノ臨時休業ノ日給ハ會社ニ於テ支出スルコト.

3. 罷業技工ニ対シ罷業中ノ支給ニ关シテハ會社ニ於テ詮索スルヲ以テ考究スルコト.

4. 117名ノ解雇技工以外解雇希望ノ者ニハ同技工ト同一待遇ヲナス。

以上.

3. 共済會員ハ借議権ヲ獲得スルコト.

(提出 [illegible])

[illegible]アルハ言フ迄モナシ.

5. 議決権ノ附与ハ規[illegible]共済組合ノ制定ニ伴ヒ[illegible]更[illegible]依リ認メ難シ.